

【サービスを利用するための手続き方法】

①申請・聞き取り調査

- ・居住地福祉課窓口で行ないます。
- ・普通の生活の様子などの聞き取りがあります。（約20分程度）

②支給決定

- ・申請から2～3週間後に福祉課から決定通知書と受給者証が送られてきます。
- ・受給者証には利用日数や時間数などが記入されています。

③事業所との契約

- ・どのような事業所があるのかなどは福祉課もしくは相談支援センターからご紹介させて頂くことができます。
- ・サービスを利用しないと利用料は発生致しません。
もしも…のときに備えて契約しておくという方法もあります。

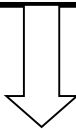
④利用日程の調整・利用開始

- ・利用したい日時を事業所に伝え、日程の調整を行ない利用開始となります。

【聞き取り内容】

※利用するサービスによって、聞き取り内容が異なる場合があります。

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排泄	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害 及び 精神症状	・ある ・ときどきある	ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある。



具体的には・・・

<行動障害及び精神症状>

- (1) 強いこだわり、多動、パニックなどの不安定行動や、危険の認識に欠ける行動
- (2) 睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動
- (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり器物を壊したりする行為
- (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する
- (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる
- (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また自室に閉じこもって何もしていないでいる。
- (7) 学習障害のため、読み書きが困難